

Health

INFORMATION

健康や各種健診
についての
お知らせです

いきいき
健康



だより

総合福祉センター ☎42局8812 番

MR(麻しん)予防接種を受けましょう!!

予防接種とは、ワクチンを接種して感染症が流行するのを防いだり、病気にかからないように、またかかっても重症にならないようにするためのものです。麻しん(はしか)・風しんの予防接種を次の対象者の人に通知しています。通知がきた人は必ず接種しましょう。

- **1期対象者** 1歳から2歳未満(期限は2歳の誕生日前日まで)
 - **2期対象者** 平成20年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人(期限は平成27年3月31日まで)
- 期限を過ぎると実費(有料)になります。この機会にぜひ接種しておきましょう。

風しん予防接種の費用助成

風しんに対する免疫がない女性が、妊娠初期に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。この病気の発生を予防するため、町では「風しんワクチン」または「麻しん風しん混合ワクチン」の予防接種の費用を全額助成します。(1万円を上限とし、風しん抗体検査費用は含みません。)

- **助成対象者** 町に住民登録(住民票)があり、①20歳以上50歳未満の女性で妊娠を予定または希望している人、②妊婦の夫(または胎児の父親)
※昨年助成を受けた人を除きます。
※妊娠中の人は接種できません。また、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります。
- **助成申請手続き** 各医療機関で予約の上接種し、後日役場へ申請をしてください。
- **抗体検査** 風しんに対する十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。従来から抗体検査を実施している県保健福祉環境事務所と併せて、7月1日から町内の医療機関においても抗体検査を実施できるようになりました。

抗体検査実施場所	実施日	予約受付電話番号
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	8月26日(火) 9月16日(火)	保健衛生課感染症係 ☎(0948) 21局 4972 番
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎	8月11日(月) 9月8日(月)	
のりまつ医院		☎ 42局 7008 番
梅谷外科胃腸科医院		☎ 42局 3377 番
くらて病院		☎ 42局 1231 番
木原医院		☎ 42局 5005 番

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで
①必ず妊婦本人がお越しください②日時の都合がつかない場合はご相談ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)



施設健診(個別健診)のご案内

特定健診は医療機関でも受診できます。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受けましょう。特定健診は鞍手町国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人が対象です。受診を希望する人は申し込みの上、「特定健診受診券」を受け取りください。

- **ところ** かかりつけの医療機関
- **申し込み** 役場保険健康課健康増進班まで

乳幼児健診・相談

8月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	8月21日(木)	平成26年3月25日から平成26年4月23日生まれ
7か月健診	8月28日(木)	平成25年12月27日から平成26年1月30日生まれ
12か月健診		平成25年8月1日から平成25年8月31日生まれ
1歳半健診	8月7日(木)	平成25年1月4日から平成25年2月7日生まれ
3歳児健診		平成23年7月4日から平成23年8月7日生まれ
乳幼児相談	8月27日(水)	平成26年5月25日から平成26年6月28日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

- **問い合わせ** 総合福祉センターまで

国民年金 Q&A

国民年金の
疑問に
お答えします。

役場保険年金班 ☎42局2111番



QUESTION ANSWER Pension



疑問

障害基礎年金は、どう
いう人が受け取れるの
でしょうか。



答え

国民年金に加入中に初診日のある病
気やけがで障がいを負った人などが
受けることができます。

初診日の条件

国民年金の被保険
者期間中に初診日
のある病気やけが
で障がい者になっ
たとき



初診日が60歳以上
65歳未満の間で、
老齢基礎年金を受給
されていない国内在
住の人



20歳前に初診日
があり、その後障
がい者になったと
き



受給資格

- ◆障害認定日に、国民年金法で定められた障害等級「1級」または「2級」に該当していること。これは、身体障害者手帳などの等級とは異なります。
- ◆保険料の納付については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間（国民年金に加入しなければならない期間）のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないこと。ただし、初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

※初診日が65歳未満であっても、老齢基礎年金を繰上げ受給している場合には、請求できない場合がありますのでご注意ください。

- ◆障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達したときに障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。
- ◆障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障がいの程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。

初診日とは

障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日のこと。

障害認定日とは

障がいの原因となった傷病の初診日から1年半たった日か、それ以前に症状が固まった日になります。また、障害認定日に1級、2級に該当しなかった人でも、その後65歳に達する日の前日までに該当したとき（事後重症）は、請求により受給できます。



障害基礎年金額（年額）

等級	年金額
1級障害	966,000円
2級障害	772,800円



受給者に生計を維持されている子（18歳になる日の属する年度末までの子または20歳未満で1級、2級の障がい（国民年金法による）のある子）がいる場合は加算があります。

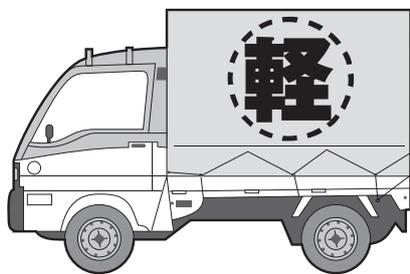
加算対象の子	加算額
1人目・2人目	各 222,400円
3人目以降	各 74,100円

※加算額は1人につき

障害年金を受給するためには、請求手続が必要です。医師の診断書（所定の様式）や病歴・就労状況等申立書のほかに、状況に応じて添付書類が必要です。請求方法について詳しく知りたい人や、納付要件を満たしているか心配な人は、お問い合わせください。

*** 問い合わせ ***

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111内線202
直方年金事務所 ☎22局0891



自動車税の 税制改正について

平成 26 年度税制改正に伴い、軽自動車税の税率が変更になります。



原動機付自転車、二輪車等及び小型特殊自動車等

平成 27 年 4 月 1 日から次のとおりとなります。

車種区分		税率（年税額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	① 50cc 以下（④に掲げるものを除く）	1,000 円	2,000 円
	② 50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	③ 90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	④ ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	軽二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,000 円
	その他のもの	4,700 円	5,800 円
小型二輪（250cc 超）		4,000 円	6,000 円



四輪以上及び三輪の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録される車は「②平成 27 年 4 月 1 日以後」の、平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に、新車新規登録から 13 年を超える車両は「③ 13 年超」とおりとなります。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両及び新車新規登録済みの車両は、新車新規登録されてから 13 年を超えるまでは税率に変更はありません。（現在の税率である「①平成 27 年 3 月 31 日以前」とおりとなります。）

※新車新規登録年月は、車検証の「初度検査年月」で確認することができます。

車種区分			税率（年税額）			
			①平成 27 年 3 月 31 日以前	②平成 27 年 4 月 1 日以後	③ 13 年超	
軽自動車	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

軽自動車税の例

●平成 20 年に中古で購入し、車検証の初度検査年月が平成 16 年 10 月となっている軽自動車（乗用・自家用）の場合・・・

平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両のため、平成 29 年度までは 7,200 円となり、新車新規登録されてから 13 年を経過する平成 30 年度以降は 12,900 円となります。

●平成 27 年 5 月に新車の軽自動車（乗用・自家用）を購入した場合・・・

平成 27 年 4 月 1 日以後の新車新規登録となるため、平成 40 年度までは 10,800 円となり、新車新規登録されてから 13 年を経過する平成 41 年度以降は 12,900 円となります。

●平成 27 年 8 月に中古（平成 25 年 7 月新車新規登録）の軽自動車（乗用・自家用）を購入した場合・・・

平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両のため、平成 38 年度までは 7,200 円となり、新車新規登録されてから 13 年を経過する平成 39 年度以降は 12,900 円となります。

■問い合わせ 鞍手町役場税務住民課税務班 ☎ 4 2 局 2 1 1 1 番（内線 233・234）